

中村川水系河川整備計画懇談会規約（案）

（名称）

第1条 この会は、「中村川水系河川整備計画懇談会」（以下「懇談会」という。）と称する。

（設置者）

第2条 本会は、河川管理者青森県知事が設置、運営する。

（目的）

第3条 本会は、中村川水系の河川整備計画策定のため、学識経験者及び地域住民の意見を聴取し、河川の特性と地域の風土・文化等に応じた河川整備を推進するため設置する。

（組織等）

第4条 懇談会は、次項の各号に掲げるもので構成する。

- 2 懇談会委員は、青森県知事が委嘱する。
 - 一、学識経験を有する者
 - 二、その他、中村川流域に関係のある団体に属する者

（委員長）

第5条 懇談会に委員長を置くこととし、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、懇談会を代表する。
- 3 委員長に事故がある時は、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第6条 懇談会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 懇談会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

（懇談会の意見）

第7条 懇談会は、目的達成のため、内容等について十分審議し、各委員の意見をまとめ、懇談会の意見とする。

（情報公開）

第8条 青森県知事は、懇談会の審議に際し、計画の原案等の説明を行うとともに、懇談会からの求めに応じ必要な資料を提供する等、情報公開に努めることとする。

（委任）

第9条 この規約に定めるもののほか、懇談会の運営に関し、必要な事項は委員長が定める。

（事務局）

第10条 懇談会の事務局は、青森県河川砂防課に置く。

附則

（施行期日）

この規約は、令和7年 月 日から施行する。